

揖斐川町
特定地域生活排水処理事業
個別排水処理事業
経営戦略

令和2年3月

目次

はじめに～揖斐川町特定地域排水処理事業・個別排水処理事業経営戦略の概要～

(1) 経営戦略策定の趣旨	-----	1
(2) 計画期間	-----	1
1. 事業概要		
(1) 事業の現況	-----	2
① 施設	-----	2
② 使用料	-----	2
③ 組織	-----	3
(2) 民間活力の活用等	-----	3
(3) 経営比較分析表を活用した現状分析	-----	3
2. 将来の事業環境		
(1) 処理区域内人口の予測	-----	3
(2) 使用料収入の見通し	-----	3
(3) 施設の見通し	-----	4
(4) 組織の見通し	-----	4
3. 経営の基本方針	-----	4
4. 投資・財政計画(収支計画)	-----	5
(1) 投資・財政計画(収支計画)	-----	5
(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定にあたっての説明	-----	5
① 収支計画のうち投資についての説明	-----	5
② 収支計画のうち財源についての説明	-----	5
③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明	-----	5
(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要	-----	6
① 今後の投資についての考え方・検討状況	-----	6
② 今後の財源についての考え方・検討状況	-----	6
③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況	-----	6
5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	-----	6
別表①:(特定地域生活排水処理)経営比較分析表(平成30年度決算)	-----	7
別表②:(個別排水処理)経営比較分析表(平成30年度決算)	-----	8
別表③:(特定地域生活排水処理)投資・財政計画(収支計画)	-----	9
別表④:(個別排水処理)投資・財政計画(収支計画)	-----	11

はじめに

～揖斐川町特定地域生活排水処理事業・個別排水処理事業経営戦略の概要～

(1) 経営戦略策定の趣旨

全国の多くの地方自治体で、下水道事業の経営は厳しい状況に置かれています。人口減少による使用料収入の減少や、高齢化による国や地方自治体の社会保障関連支出の増加といった状況下、収入が限定的な中で下水道施設の維持管理や更新投資、あるいは整備途上の地方自治体においては新規整備を行っていく必要があるためです。この結果、多額の地方債残高や一般会計からの繰入金への依存が問題となっています。

本町においては、下水道の整備が比較的最近であることから、更新投資が目前に迫っている状況ではないものの、整備が完了した下水道を今後も持続的に運営できるように、維持管理と財源のバランスを確立していく必要があります。また、下水道事業は公営企業で行っている事業であることから、公費負担すべき部分は一般会計から受け入れることを前提としながらも独立採算での経営が求められるうえ、町の財政も厳しいことから、町の負担をできるだけ少なくしていくことが必要です。このような課題に対応しながら、中長期的に事業を継続していくための基本方針として、揖斐川町特定地域生活排水処理事業・個別排水処理事業 経営戦略を策定します。

(2) 計画期間

本経営戦略の計画期間は、令和2年度から令和11年度までの10年間としています。

これは、経営戦略策定の目的が将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画の策定であるためです。

揖斐川町下水道事業経営戦略

団 体 名 : 揖斐川町

事 業 名 : 特定地域生活排水処理事業
個別排水処理事業

策 定 日 : 令和 2 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 2 年度 ~ 令和 11 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	特排 H18(13年) 個排 H18(13年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	法非適
処理区域内人口密度	特排 1.83人/ha 個排 9.09人/ha	流域下水道等への 接続の有無	無
処 理 区 数	1区(農業集落排水処理、公共下水道処理区以外)		
処 理 場 数	特排 252基(平成30年度末現在) 個排 135基(平成30年度末現在)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	該当ありません。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中核都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	基本料金と使用人員による加算料金の合計額に消費税等を加算した額。 基本料金 4,000 円/月 加算料金 1 人 400 円/月 ※加算人員の算定は、住民基本台帳によるものとし、基準日は毎月1日とする。				
業務用使用料体系の 概要・考え方	一般世帯以外は、建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理人員算定基準(JIS A 3302 2000)に基づき算定する。				
その他の使用料体系の 概要・考え方	使用者が使用月の中途において個別排水処理施設の使用を開始した場合の使用料は、使用日数が14日以下の場合は月使用料金の半額とし、15日以上の場合は月使用料金の全額として算定する。				
条 例 上 の 使 用 料 (3 人 家 庭 の 場 合)	平成28年度	5,616 円	実 質 的 な 使 用 料 (3 人 家 庭 の 場 合)	平成28年度	5,616 円
	平成29年度	5,616 円		平成29年度	5,616 円
	平成30年度	5,616 円		平成30年度	5,616 円

③ 組織

職 員 数	上下水道課では、上水道事業、簡易水道事業、農業集落排水事業、公共下水道事業、特定地域生活排水処理事業、個別排水処理事業を、事務係・施設管理係・事業係の3 係制(8名)で運営。
事業運営組織	下水道部局は産業建設部に所属し、平成26年4月に今までであった水道課と下水道課を上下水道課に統合し、効率的な業務の遂行に向けて組織改革を行い、事務係・施設管理係・事業係の3 係制として、事務分掌の見直しを行いました。

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	浄化槽管理業務を、民間会社に委託しています。管理委託の中で発見される機器不良や故障などの対応は町職員が状況を確認したうえで事務等を行っています。今後は、機器の修繕や更新時期について分析・取りまとめを含めた包括的な委託により、コスト縮減の可能性を検討し、職員の適正な配置による労働生産性の向上とコストの縮減を目指します。
	イ 指定管理者制度	該当ありません。
	ウ PPP・PFI	該当ありません。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *2	合併処理浄化槽のため、エネルギー利用の取組はありません。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *3	浄化槽設置申請者個人の宅地内へ申請に基づき浄化槽を設置しているため、該当ありません。

*2 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*3 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

<p>平成30年度の本町の経営比較分析表は別添のとおりです。この経営比較分析表は、総務省からの通知によって策定及び公表を行っているものであり、数値とグラフは地方公営企業決算状況調査に基づき総務省が作成しています。分析表では、経営の収益性・健全性・効率性の観点から、本町の今後の経営を考えるうえでポイントと考えられる指標を取り上げています。経費回収率は、平成30年度の特定地域生活排水処理事業で76.52%、個別排水処理事業で90.63%と、共に全国平均を上回る数値であります。今後の未納対策による更なる使用料の確保にも努め、100%以上になるよう経営の健全化を図ります。</p>

2. 将来の事業環境

(1) 処理区域内人口の予測

<p>地区ごとの過年度人口の増減傾向および町全体の人口動向に基づき推計すると、処理区域内人口も同様に減少していくと見込まれます。</p>
--

(2) 使用料収入の見通し

<p>使用料収入は、設置基数の増加により当面の間増加が見込まれます。しかし、長期的には人口の減少を反映して使用料収入も減少に転じることが予想されており、引き続き収納率向上への取組を行うことが必要です。</p>
--

(3) 施設の見直し

浄化槽整備においては、整備開始より13年が経過しました。このため躯体はまだ更新する必要はありませんが、町に譲渡された集合処理浄化槽は、供用開始から30年以上が経過している施設があり、ライフサイクルコストを可能な限り小さくするため、長寿命化や合理化を検討し、計画的な更新に努めます。

(4) 組織の見直し

事務係・施設管理係・事業係の3係制として、事務分掌の見直しを行いました。状況に応じて係の配分を効率的に見直していく必要があります。

3. 経営の基本方針

- ・適切で計画的な事業執行
生活環境の改善、河川などの公共用水域の水質保全と衛生環境の向上のため、限られた財政の中、適正な事業計画と財政計画を基に経営を行っていきます。また、公営企業会計適用により独立採算性及び透明性を高め、経営状況を分かりやすく提供できるよう進めていきます。
- ・効率的な事業執行
業務の効率化とコスト削減に積極的に取り組みます。これまでと同様に民間委託の活用により業務効率を図りつつ、将来的には包括的民間委託等により効率的な民間活用について検討します。
- ・収入の確保と負担の適正化
財政基盤の強化のため、収入の確保と一般会計との負担区分の適正化を図ります。財源の確保のため収納率向上と共に、適正な使用料水準について検討します。
- ・水洗化の促進
公共用水域の水質保全のため、設置に向けた周知に努め水洗化率の向上に努めます。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

- ・投資の目標に関する事項
農業集落排水処理、公共下水道処理区以外での水洗化を図るため今後も浄化槽を設置していきます。
- ・管渠、処理場等の建設・更新に関する事項
町設置型浄化槽については、耐用年数やメンテナンス状況から勘案して計画期間中に交換となる浄化槽はないと考え、更新計画はありません。
また、個人や団地等から町に譲渡され管理している浄化槽については、供用開始から30年以上経過している施設があるため、計画的な修繕により経費の抑制に努めます。
- ・防災安全対策に関する事項
計画中の事業の予定はありません。

② 収支計画のうち財源についての説明

- ・財源の目標に関する事項
浄化槽新設費用の財源として、企業債の借入及び設置者分担金を充てる計画としています。
- ・使用料収入の見通し、使用料の見直しに関する事項
人口減少により長期的には使用料収入増の維持は困難な状況ではありますが、収納率の向上及び水洗化の促進に努め、長期的に安定した公共サービスを運営していくためにも、健全な経営基盤を築く必要があることから、長期的に適正な使用料のあり方について検討を進めます。
- ・繰入金に関する事項
経費を削減した上で、単独事業、元利償還金に充てる繰入分について算定しています。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

- ・民間の活力の活用に関する事項(包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)
包括的民間委託等の状況を踏まえ検討していきますが、現状では現在の委託費用に処理水量増加に伴う加算分を加味し算定しました。
- ・修繕費に関する事項
消耗部品の交換が、管理基数の増加に伴い費用増となります。
- ・委託費に関する事項
委託費は、管理基数の増加に伴い費用増となります。
- ・その他
令和元年10月以降の消費税増税に伴う費用増について、消費税見合い分を加算し算定しています。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	個別排水処理のため、現状では計画はありません。
投資の平準化に関する事項	新規設置基数の増減状況を見ながら、整備基数についての検討を行います。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	現在の民間委託を継続しつつ、事業に有益になる民間活力の方策が見込まれる際には、その時点で適切に検討します。
その他の取組	今後も国の補助事業活用や交付税措置等、有利な起債を利用し適切な財源確保に努めます。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	設置基数の増加により、維持管理費用が増加しており、長期的に安定した公共サービスとして運営していくためにも健全な経営基盤を築く必要があることから、適正な使用料のあり方について検討を進めます。
資産活用による収入増加の取組について	浄化槽設置申請者個人の宅地内に設置しているため、該当ありません。
その他の取組	建設に当っては、国の補助事業活用や交付税措置の有利な起債を発行するなど、適切な財源確保に努めます。様々な研修の機会を通じて、経営、計画、財務等に精通した職員の育成に努めます。また、下水道担当職員同士での意見や情報の交換を活発化するなど、相互研鑽の充実を図ります。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

職員給与費に関する事項	建設事業、維持管理、経理、計画、その他の事務について、業務量に関する計画的な見直しを立て、人員の適正配置を行います。事業の重要性や業務内容の変化など必要に応じて、職員の増減を検討します。
動力費に関する事項	効率的な設備の運営により、動力費の削減を目指します。また電力自由化等に伴う経費削減について検討します。
薬品費に関する事項	該当ありません。
修繕費に関する事項	ブローなどの消耗部品の交換が主な内容で、今後も管理基数の増加に伴い費用増が見込まれることから、計画的な修繕による長寿命化に取り組みます。
委託費に関する事項	浄化槽法の規定による、保守・点検・清掃及び検査を行います。また効率的な維持管理手法の研究等を行うこと等による経費の節減に努めます。
その他の取組	維持管理費について、効率化の観点から委託方法・内容や金額、契約方法等についての検討を行います。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	毎年度、進捗管理(モニタリング)を行い、また、最低でも5年ごとに見直し(ローリング)を行うことによりPDCAサイクルを効果的に回して、本経営戦略の事後検証、更新を行います。
---------------------	--

別表①：経営比較分析表（平成30年度決算）

岐阜県 揖斐川町

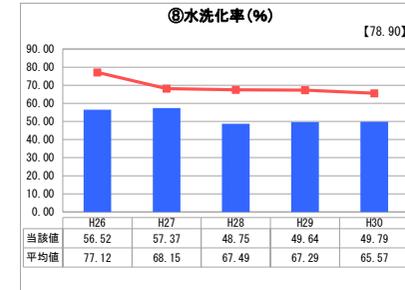
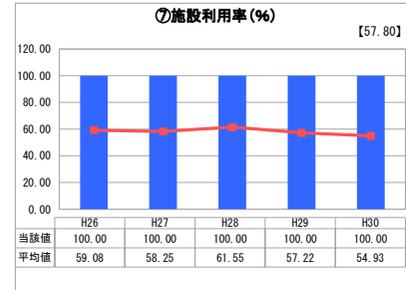
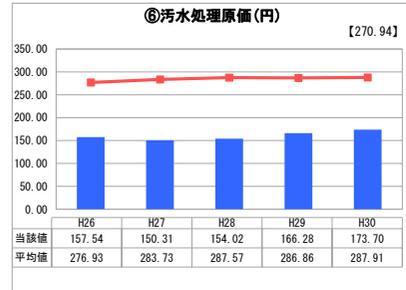
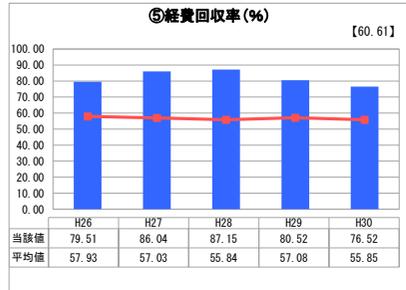
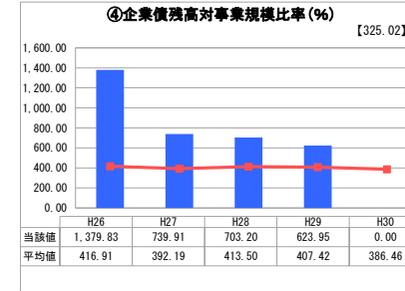
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	特定地域生活排水処理	K3	非設置
資金不足比率 (%)	自己資本構成比率 (%)	普及率 (%)	有収率 (%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金 (円)
-	該当数値なし	6.81	100.00	5,616

人口 (人)	面積 (km ²)	人口密度 (人/km ²)
21,274	803.44	26.48
処理区域内人口 (人)	処理区域面積 (km ²)	処理区域内人口密度 (人/km ²)
1,440	7.87	182.97

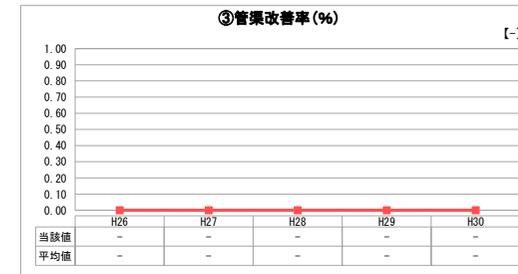
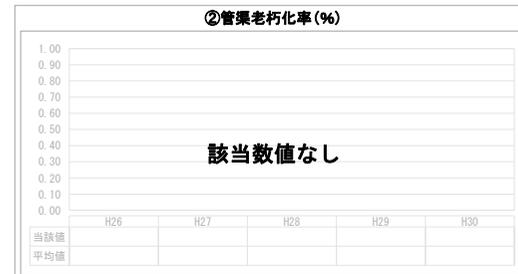
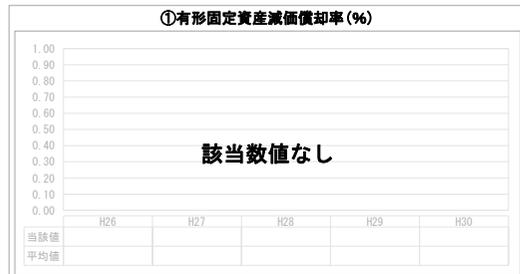
グラフ凡例

- 当該団体値 (当該値)
- 類似団体平均値 (平均値)
- 【】 平成30年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

特定地域生活排水処理において、収益的収支比率は下落傾向にあったが、平成27年度以降は施設修繕費が抑制されたことや、新規加入者による使用料収入が増収となったことにより、収益的収支比率が上昇し、近年、大規模修繕が無く収支率が安定していると考えられる。

また、経費回収率は過去5年間の平均で90%程度で、比較的高水準で推移しているが、未納対策による更なる使用料の確保に努め、100%以上となるよう経営の健全化を図る。

2. 老朽化の状況について

浄化槽整備において、整備開始より13年が経過した。このため、躯体はまだ更新する必要はないが、将来的に同時期に放流ポンプ機械などを更新する必要があると見込まれている。

よって、更新が計画的に実施できるよう維持管理者との連携を密にし、情報収集に努める。

全体総括

特定地域生活排水処理の経営は、清掃手数料や法定検査などの管理経費（経常経費）を削減することは困難であると考えられるが、引き続き汲み取りや単独浄化槽の世帯が合併浄化槽に切り替えていただけるよう広報を行い、更なる整備促進を図るとともに、使用料金の未納世帯に対する徴収の強化を行い、よって、令和元年度に策定する経営戦略に基づき、継続的な維持管理費の抑制により、健全な経営管理に努める必要がある。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

別表②：経営比較分析表（平成30年度決算）

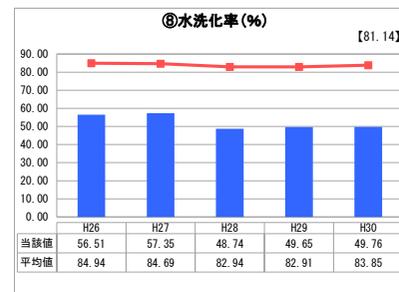
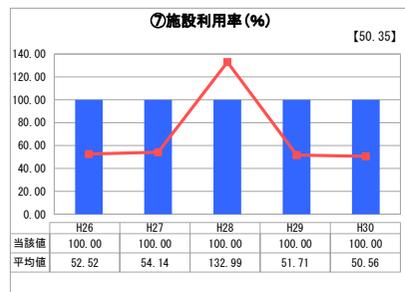
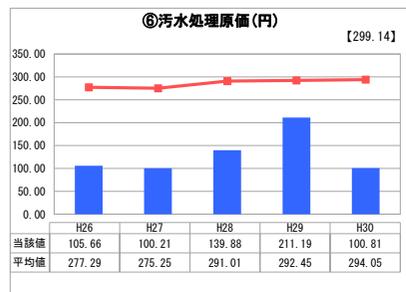
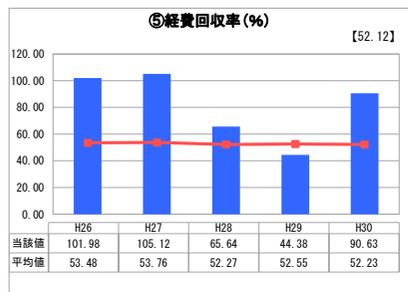
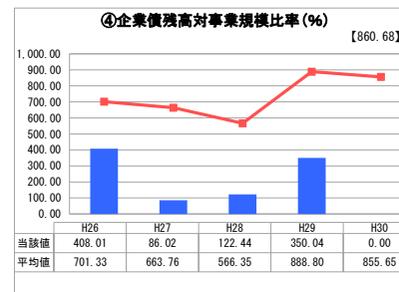
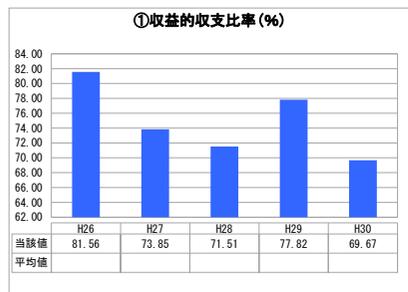
岐阜県 揖斐川町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	個別排水処理	L2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
-	該当数値なし	8.73	100.00	5,616

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
21,274	803.44	26.48
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
1,845	2.03	908.87

グラフ凡例
■ 当該団体値(当該値)
— 類似団体平均値(平均値)
【】 平成30年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

個別排水処理において、収益の収支比率が下落傾向であったが、機器修繕費の抑制もあり、経営改善の成果が見受けられている。これは、整備成果が上がっていく一方、新規加入者が増加し、将来、機器等の故障に伴う修繕が発生することも懸念され、維持費が増加されるものと考えられる。

消費税増税前の住宅新築リフォームに伴い、新設改良費増に伴う企業債残高も増加している。

また、経費回収率としては、平成27年度までは概ね100%を超える値となっており、比較的高水準で推移していたが、平成28年度に集合浄化槽(1,000人槽)を農業集落排水施設へ接続したことにより、使用料収入が減収し、44%まで低下したが接続数が増加し経費回収率が増に転じたと考えられる。

今後は未納対策により更なる使用料収入の確保に努め、収益比率が上がるよう努める。

2. 老朽化の状況について

町に譲渡された集合処理浄化槽は、供用開始から30年以上が経過している施設があり、施設の老朽化が懸念される。

集合処理であれば、浄化槽本体に加えて流入管路も更新する必要があるため、計画的な更新が行えるよう現状を把握するとともに、躯体及び流入管路の調査を行い、長期的な更新計画を作成する必要がある。

全体総括

個別排水処理における経営は、清掃手数料や法定検査などの管理経費(経常経費)を削減することは困難であると考えられるが、使用料金の未納世帯に対する徴収の強化や計画的な維持修繕を行い、必要な経費を長期的にとらえ、また、令和元年度に策定する戦略に基づき、継続的な維持管理費の抑制により、健全な経営管理に努める必要がある。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益の収支比率の類似団体平均等を表示していません。

別表③：(特定地域生活排水処理)投資・財政計画(収支計画)

区 分		年 度		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
		(決 算)	(決 算 見 込)	(決 算)	(決 算 見 込)										
収 益 的 収 入	1 総収益 (A)	24,360	26,250	25,758	29,858	31,904	34,120	36,507	39,078	41,846	44,825	48,030	47,265		
	(1) 営業収益 (B)	17,145	17,200	18,530	19,816	21,126	22,460	23,819	25,203	26,611	28,046	29,507	29,285		
	ア 使用料収入	17,145	17,200	18,530	19,816	21,126	22,460	23,819	25,203	26,611	28,046	29,507	29,285		
	イ 受託工事収益 (C)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	ウ その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	(2) 営業外収益	7,215	9,050	7,228	10,042	10,778	11,659	12,689	13,875	15,235	16,779	18,523	17,980		
	ア 他会計繰入金	7,215	9,050	7,228	10,042	10,778	11,659	12,689	13,875	15,235	16,779	18,523	17,980		
	イ その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	2 総費用 (D)	24,360	26,250	27,973	29,858	31,904	34,120	36,507	39,078	41,846	44,825	48,030	47,265		
	(1) 営業費用	22,405	24,421	26,253	28,222	30,340	32,616	35,062	37,693	40,520	43,560	46,828	46,126		
	ア 職員給与費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	うち退職手当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	イ その他	22,405	24,421	26,253	28,222	30,340	32,616	35,062	37,693	40,520	43,560	46,828	46,126		
	(2) 営業外費用	1,955	1,829	1,720	1,636	1,564	1,504	1,445	1,385	1,326	1,265	1,202	1,139		
ア 支払利息	1,955	1,829	1,720	1,636	1,564	1,504	1,445	1,385	1,326	1,265	1,202	1,139			
うち一時借入金利息	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
イ その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
収 支 差 引 (A)-(D) (E)	0	0	△ 2,215	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
資 本 的 収 入	1. 資本的収入 (F)	40,438	24,176	59,123	50,944	54,707	61,948	49,321	50,250	51,828	53,087	54,523	56,221		
	(1) 地方債	22,200	8,900	37,600	29,600	34,000	40,500	28,400	28,400	28,400	28,400	28,400	28,400		
	うち資本費平準化債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	(2) 他会計補助金	10,738	9,898	7,604	8,396	7,759	8,500	7,973	8,902	10,480	11,739	13,175	14,873		
	(3) 他会計借入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	(4) 固定資産売却代金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	(5) 国(都道府県)補助金	3,300	3,418	8,436	7,745	7,745	7,745	7,745	7,745	7,745	7,745	7,745	7,745		
	(6) 工事負担金	4,200	1,960	4,760	4,480	4,480	4,480	4,480	4,480	4,480	4,480	4,480	4,480		
	(7) その他	0	0	723	723	723	723	723	723	723	723	723	723		
	2. 資本的支出 (G)	39,329	24,176	59,123	50,944	54,707	61,948	49,321	50,250	51,828	53,087	54,523	56,221		
	(1) 建設改良費	29,764	14,331	50,847	41,925	46,319	52,810	40,650	40,650	40,650	40,650	40,650	40,650		
	うち職員給与費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	(2) 地方債償還金 (H)	9,565	9,845	8,276	9,019	8,388	9,138	8,671	9,600	11,178	12,437	13,873	15,571		
	(3) 他会計長期借入金返還金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
(4) 他会計への繰出金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
(5) その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
3. 収支差引 (F)-(G) (I)	1,109	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
収支再差引 (E)+(I) (J)	1,109	0	△ 2,215	0	0	0	0	0	0	0	0	0			

別表③：(特定地域生活排水処理)投資・財政計画(収支計画)

区 分	年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
		(決 算)	(決算見込)										
積立金	(K)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前年度からの繰越金	(L)	1,106	2,215	2,215	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前年度繰上充用金	(M)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
形式収支 (J)-(K)+(L)-(M)	(N)	2,215	2,215	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
実質収支 (N)-(O)	黒字 (P)	2,215	2,215	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	赤字 (Q)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
赤字比率 (Q)/((B)-(C))×100		0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
収益的収支(A)÷((D)+(H))×100		71.81%	72.72%	71.06%	76.80%	79.18%	78.88%	80.81%	80.28%	78.92%	78.28%	77.59%	75.22%
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額 (R)													
営業収益-受託工事収益 (B)-(C)	(S)	17,145	17,200	18,530	19,816	21,126	22,460	23,819	25,203	26,611	28,046	29,507	29,285
地方財政法による資金不足の比((R) / (S))		0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (T)													
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (U)													
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (V)		17,145	17,200	18,530	19,816	21,126	22,460	23,819	25,203	26,611	28,046	29,507	29,285
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((T) / (V) ×100)													
他会計借入金残高 (W)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地方債残高 (X)		238,256	206,211	235,535	256,116	281,728	313,090	332,819	351,619	368,841	384,804	399,331	412,160

○他会計繰入金

区 分	年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
		(決 算)	(決算見込)										
収益的収支分		7,215	9,110	7,228	10,042	10,778	11,659	12,689	13,875	15,235	16,779	18,523	17,980
うち基準内繰入金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち基準外繰入金		7,215	9,110	7,228	10,042	10,778	11,659	12,689	13,875	15,235	16,779	18,523	17,980
資本的収支分		10,738	9,845	7,604	8,396	7,759	8,500	7,973	8,902	10,480	11,739	13,175	14,873
うち基準内繰入金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち基準外繰入金		10,738	9,845	7,604	8,396	7,759	8,500	7,973	8,902	10,480	11,739	13,175	14,873
合 計		17,953	18,955	14,832	18,439	18,537	20,160	20,662	22,778	25,715	28,519	31,699	32,853

別表④：(個別排水処理)投資・財政計画(収支計画)

区 分		年 度											
		平成30年度 (決算)	令和元年度 (決算見込)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
収 益 的 収 入	1 総収益 (A)	24,028	30,572	30,525	30,395	30,289	30,199	30,118	30,043	29,969	29,893	29,816	29,738
	(1) 営業収益 (B)	18,108	18,100	18,174	18,248	18,322	18,396	18,470	18,544	18,618	18,692	18,766	18,840
	ア 使用料収入	18,108	18,100	18,174	18,248	18,322	18,396	18,470	18,544	18,618	18,692	18,766	18,840
	イ 受託工事収益 (C)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ウ その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(2) 営業外収益	5,920	12,472	12,351	12,147	11,967	11,803	11,648	11,499	11,351	11,201	11,050	10,898
	ア 他会計繰入金	5,360	12,192	12,351	12,147	11,967	11,803	11,648	11,499	11,351	11,201	11,050	10,898
	イ その他	560	280	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2 総費用 (D)	21,849	30,572	30,525	30,395	30,289	30,199	30,118	30,043	29,969	29,893	29,816	29,738
	(1) 営業費用	19,909	28,877	28,999	28,999	28,999	28,999	28,999	28,999	28,999	28,999	28,999	28,999
	ア 職員給与費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち退職手当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	イ その他	19,909	28,877	28,999	28,999	28,999	28,999	28,999	28,999	28,999	28,999	28,999	28,999
	(2) 営業外費用	1,940	1,695	1,526	1,396	1,290	1,200	1,119	1,044	970	894	817	739
ア 支払利息	1,869	1,695	1,526	1,396	1,290	1,200	1,119	1,044	970	894	817	739	
うち一時借入金利息	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
イ その他	71	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
収支差引 (A)-(D) (E)	2,179	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
資 本 的 収 入	1. 資本的収入 (F)	12,656	12,829	9,913	8,160	6,184	5,015	4,356	3,690	3,764	3,840	3,917	3,996
	(1) 地方債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち資本費平準化債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(2) 他会計補助金	12,640	12,813	9,895	8,142	6,166	4,997	4,338	3,672	3,746	3,822	3,899	3,978
	(3) 他会計借入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(4) 固定資産売却代金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(5) 国(都道府県)補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(6) 工事負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(7) その他	16	16	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18
	2. 資本的支出 (G)	14,259	12,813	9,895	8,142	6,166	4,997	4,338	3,672	3,746	3,822	3,899	3,978
	(1) 建設改良費	1,620	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち職員給与費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(2) 地方債償還金 (H)	12,639	12,813	9,895	8,142	6,166	4,997	4,338	3,672	3,746	3,822	3,899	3,978
	(3) 他会計長期借入金返還金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(4) 他会計への繰出金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(5) その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
3. 収支差引 (F)-(G) (I)	△1,603	16	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	
収支再差引 (E)+(I) (J)	576	16	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	

別表④：(個別排水処理)投資・財政計画(収支計画)

区 分	年 度		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
			(決算)	(決算見込)										
積立金 (K)			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前年度からの繰越金 (L)			2,473	3,049	3,065	3,083	3,101	3,119	3,137	3,155	3,173	3,191	3,209	3,227
前年度繰上充用金 (M)			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
形式収支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)			3,049	3,065	3,083	3,101	3,119	3,137	3,155	3,173	3,191	3,209	3,227	3,245
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
実質収支 (N)-(O) 黒字 (P)			3,049	3,065	3,083	3,101	3,119	3,137	3,155	3,173	3,191	3,209	3,227	3,245
赤字 (Q)			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
赤字比率 (Q)/((B)-(C))×100			0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
収益的収支(A)÷((D)+(H))×100			69.67%	70.47%	75.52%	78.87%	83.09%	85.80%	87.41%	89.11%	88.89%	88.66%	88.44%	88.20%
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額 (R)														
営業収益-受託工事収益 (B)-(C) (S)			18,108	18,100	18,174	18,248	18,322	18,396	18,470	18,544	18,618	18,692	18,766	18,840
地方財政法による資金不足の比(R) / (S)			0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (T)														
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (U)														
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (V)			18,108	18,100	18,174	18,248	18,322	18,396	18,470	18,544	18,618	18,692	18,766	18,840
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((T) / (V) ×100)														
他会計借入金残高 (W)			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地方債残高 (X)			99,840	87,029	77,134	68,992	62,826	57,829	53,491	49,819	46,073	42,251	38,352	34,374

○他会計繰入金

区 分	年 度		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
			(決算)	(決算見込)										
収益的収支分			5,360	12,192	12,351	12,147	11,967	11,803	11,648	11,499	11,351	11,201	11,050	10,898
うち基準内繰入金			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち基準外繰入金			5,360	12,192	12,351	12,147	11,967	11,803	11,648	11,499	11,351	11,201	11,050	10,898
資本的収支分			12,640	12,813	9,895	8,142	6,166	4,997	4,338	3,672	3,746	3,822	3,899	3,978
うち基準内繰入金			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち基準外繰入金			12,640	12,813	9,895	8,142	6,166	4,997	4,338	3,672	3,746	3,822	3,899	3,978
合 計			18,000	25,005	22,246	20,289	18,133	16,800	15,986	15,171	15,097	15,023	14,949	14,876